

報告書收受日	令和6年11月21日
足立区障がい者ケアマネジメント評価会議	令和6年12月4日
足立区地域自立支援協議会本会議	令和7年2月20日

令和6年度日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）事業 実施状況等報告書（抜粋）及び評価シート

評価対象期間：令和5年10月1日～令和6年9月30日

法 人 名	社会福祉法人つくしの郷				
事 業 所 名	ハーモニー竹の塚第 3				
所 在 地	足立区東六月町 1 1－5				
ユ ニ ッ ト 数	2	ユ ニ ッ ト 名	ハーモニー竹の塚第 3 ユニット 1		
			ハーモニー竹の塚第 3 ユニット 2		
定 員 ※ユニットが複数ある 場 合 は 合 計 し た 値	グ ル ー プ ホ ー ム		1 3	名 （ユニット 1：5 名 ユニット 2：8 名）	
	短 期 入 所		1	名	
事 業 指 定 日	令和 4 年 9 月 1 日				

1 利用者の状況

（1）グループホーム入居者の状況

※ 前年10月（初年度は事業指定日）から当年9月末まで（この期間に退所した利用者も含む）

評価期間の 延べ利用者 数	性別	年齢	支援区分	障がい種別	生活介護等 日中活動先の有無	医療的 ケア	グループホーム 内での日中活動 支援の実績	評価期間の退所者 の人数と主な理由
15名	男性：10名 女性：5名	40歳未満：4名 40歳以上：7名 65歳以上：4名	4以下：2名 4：1名 5：6名 6：6名	身体：9名 知的：11名 精神：2名 ※重複あり	有：15名 無：0名	有：1名 無：14名	有：15名 無：0名	退所者数：2名 理由：病院で死亡

(2) 短期入所

① 利用者の状況

※ 前年10月(初年度は事業指定日)から当年9月末まで

定員が2名以上の場合は合計した数

	定員	利用申請件数	利用件数	利用者数	延べ 利用日数(A)	稼働日(B) (定員が2名以上の場 合は合計した日数)	稼働率 (延べ利用日数(A)÷稼働日 (B)×100)
合 計	1名	10件	8件	7名	134日	366日	36.6%

② 利用理由

介護者・家族による理由	件数	日数	利用者による理由	件数	日数
心身の負担軽減	件	日	生活リズムをつくる(取り戻す)	件	日
疲弊に伴う利用者の心身・体調の悪化防止	件	日	心身・体調の悪化	件	日
仕事	件	日	心身・体調の維持・改善	件	日
冠婚葬祭や旅行	件	日	体験	4件	8日
通院・急病や事故等	3件	31日	その他(自宅のバリアフリー改修工事)	1件	95日
その他	件	日			
介護者・家族による理由 合計	3件	31日	利用者による理由 合計	5件	103日
合計: 利用件数4件 延べ利用日数 134日 ①の利用件数と利用日数(A)とそれぞれ一致					

③ 申込対応状況等

(ア) 申込を受けたうち、希望日に空室がないため利用を断った件数

(複数の希望日があり何れかに対応した場合は除く)

2	件
---	---

(イ) 申込を受けたうち、空室がないこと以外の理由により利用をお断りした件数

	件
--	---

(ウ) (イ)でお断りした主な理由(複数ある場合は、それぞれご記載ください。)

--

2 事業実施状況等について

※ 「2 事業実施状況等について」と「4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者に係る評価シート」に重複する箇所がありますが、省略せずそれぞれに実際に取り組んだ内容等を欄の大きさに合わせてご記載ください。

(1) グループホームでの支援内容

※ 評価シート 評価項目(1)の①、(2)の③と関連

(1)①

健康管理としてバイタルチェック、服薬管理、病院との連携。入浴は機械浴も含めて週3回以上。排泄は同性介助でオムツ・清拭の方にも対応。食事はホーム内で調理し食べやすい形状で提供。週末レクや季節行事を実施し利用者との良好な人間関係と話しやすい雰囲気を作っている。夜間は、複数の夜勤者（1名は女性）による巡回、時間排泄の対応、救急対応等。

(2)③

ホーム職員による散歩、通院同行、買い物、週末外出レク等に加えて、移動支援や行動援護、通院等介助等の事業者と連携し、利用者意向を尊重しながら、外出機会が増えるように支援。映画館、レストラン、タクシーの予約も。希望があれば投票所への送迎を実施するなど様々な社会生活の支援に努めている。

(2) 権利擁護の取り組み

※ 利用者や家族等から、支援に関する要望を受けていた場合、どのような内容で、支援にどう反映したか（反映していく予定か）、あわせてご記載ください。

※ 評価シート 評価項目(1)の⑤と関連

利用者やご家族からの要望は、ユニットごとのリーダーが整理して、「支援手順書（マニュアル）」を作成し、ICT ツール等も活用し情報共有している。要望は、衣類洗剤の種類、食物アレルギー、音楽鑑賞用 DVD の使用法、服薬管理、金銭管理、携帯電話使用法、排便記録、郵便物の開封手順、紙おむつの種類、衣類の選択、居室の温度や湿度、入浴や洗髪の手順など多岐にわたる。今年度の取り組みとして、生命や健康、人格の尊厳に関わる要望についての反映を徹底する一方、共同生活での限られた人員による支援の制約上、反映できない要望もあること（シャンプーの好みなど）を説明している。他に、権利擁護の取り組みとしては、預り金の管理などは複数によるチェックを徹底している。

(3) 虐待防止の取り組み

※ 評価シート 評価項目(1)の⑤と関連

管理者は毎年の「東京都障害者虐待防止・権利擁護研修」を受講している。さらに管理者は毎月、法人の虐待防止・身体拘束適正委員会に参加し必要事項については職員に周知する。事故報告書の掲示はもちろん、ヒヤリハットについても ICT ツールを使い職員間で共有している。必要な支援での同性介助、異性支援者入室時のドア開放、預り金は複数で確認する、気になる言動等はただちに改善するとともに毎月の職員会議で共有している。虐待防止の意味もあり、プライバシーに配慮しながら、ホーム内共有スペースには一部カメラを設置している。

(4) 健康管理の取り組み

平日日中には職員として看護師を配置し、外部からの訪問看護事業所とともにバイタルを記録し、服薬管理、かかりつけ医や訪問診療との連携を図っている。誤薬を防ぐために、薬は職員（看護師）が整理、配置し、服薬は世話人が支援する。食事量、尿量、体温などのバイタル記録は ICT ツールに記録し共有している。入浴は機械浴も含めて週3回以上で多くの方は毎日入浴している。オムツの取り換え、清拭は夜間も含めて、できるかぎりすぐに対応している。他にリハビリ、歯科、美容等の訪問事業者とも連携し、清潔で健康な生活を送れるよう支援している。

(5) リスクマネジメントの取り組み

災害（火災、地震）の訓練は年2回実施。感染症や地震、水害に対するマニュアル、業務継続計画（BCP）は策定済み。ホーム内には毛布、水、食料、非常用発電機が備蓄されている。今年度、都の補助制度を利用した太陽光発電パネルと蓄電池の設置工事を予定しており、災害後の停電時にも一定の業務継続を図る。緊急時の参集要員として、都の借り上げ社宅支援制度を活用し、4名の職員がホームの近くに居住しており、災害のみならず、利用者の失踪時などに優先して業務に入る。また、利用者の失踪や第三者の侵入に備え、3箇所の出入口には防犯カメラを設置した。

(6) 地域や家族との連携・交流の取り組み

※ 評価シート 評価項目(1)の③、(2)の①と関連

ホーム見学は随時受け入れており、毎月2～3組が訪れる。他法人職員の研修も受け入れている。通勤や外出支援時にお会いする近隣の皆様とは、職員からの挨拶励行を心がけている。利用者の家族とは、個別支援計画時の面談や、書類（各種契約、税、手当、保険、通所先や病院等）のやりとりなどで毎月連絡を取っている。利用者家族は、ホームや居室を日常的に訪問しており、「手話」や「菓子作り」などの週末レクに家族も参加することもある。ホームの様子を写真でまとめた「便り」を家族にも送るなど、情報共有に努めている

(7) 医療的ケアへの対応

現在、医療的ケアは、バルーンカテーテルの利用者が1名だが、カテーテルの取り換えは訪問診療の医師が行っており、ホームの世話人はパックの尿を廃棄するのみである。現時点では、これ以上の医療的ケア（経管栄養、喀痰吸引、人工呼吸器、看取り等）が必要な方のホーム利用は想定していない。

(8) 人材確保・育成の取り組み

公的な補助制度を活用して、処遇改善手当、居住支援特別手当を支給。有給休暇や法人独自の休暇を含めた年間の休みを132日にするなど待遇改善に努めている。外部研修や資格取得のための受講時間は勤務扱いとし、受講料も法人が負担する。非常勤を含めた職員にキャリアパスを示し必要な能力や資格を明示している。職員面談により個々の事情や心情を把握することで、意欲をもって支援に取り組める体制を作っている。

(9) 運営の特色や工夫

知的・精神と身体との重複障がい者を支援するため機械浴（特にストレッチャー浴）、エレベーター等を設置。職員として正看護師を配置、外部の訪問看護や訪問診療と連携し健康管理面を強化。密度の濃い支援のため短期入所も含めた定員は14名で、他の日中サービス支援型よりも抑えている。地域の社会福祉法人の運営であり、他法人の障がい福祉事業所や医療機関も含めた地域連携によるチーム支援を目指している。

3 第三者評価及び地域連携推進会議の状況 直近の第三者評価、地域連携推進会議の実施日及び主な指摘事項・改善に向けた取り組み状況

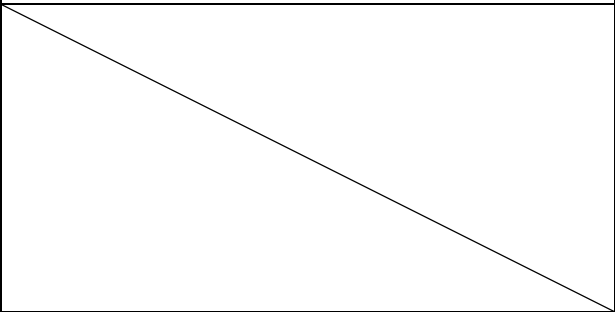
※ 事業所開設当初及び第三者評価を受審しない年でも、事業所独自に利用者・家族から調査・アンケートを行うなどした場合、指摘事項・改善に向けた取り組み状況をご記載ください。

第三者評価は令和7年2月に実施予定。

「地域連携推進会議」は令和7年度の実施に向け、利用者家族、地域関係者など、5名程度の構成員を人選中。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者に係る評価シート

評価項目	評価視点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【足立区記入欄】 要望、助言、評価
(1) 適切な支援の提供	①昼夜を通じて、常時の支援体制が確保されているか 【条例 第百九十九条の三】 ・日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	（日中の支援体制及び支援内容） 365 日 24 時間、複数の職員で対応できるよう職員体制を維持。平日日中には看護師を配置し訪問看護師とともにバイタル、服薬管理、病院との連携を図る。入浴は機械浴も含めて週 3 回以上。排泄は同性介助でオムツ・清拭の方にも対応。食事はホーム内で調理し食べやすい形状で提供。週末レクや季節行事も多く、利用者との良好な人間関係と話しやすい雰囲気を作っている。 （夜間の支援体制及び支援内容） 夜勤はユニットごとに配置（うち 1 名は女性）。夜間の巡回、時間排泄の対応、救急対応等にあたる。緊急時に参集する職員は都の借り上げ宿舎制度でホーム近隣に居住。	（足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より） ① 実際に見学し、利用者と非常に丁寧に関わっていると感じた。 ② 看護師を平日、日中の職員として配置している点は素晴らしい。 ③ 日中に利用者がいない時間帯、看護師はどのような業務に従事しているのか。 ※ 事業所からの補足説明 平日の日中について、生活介護には 13 人が通所している（うち 1 人は障害者雇用）。週 5 回の通所者は少なく、週 3 回や週 2 回が多い。また、体調不良の方も多いため、その対応をしている。 ④ 今後の健康管理や医療的ケア対応に関する見通しについてお聞きしたい。 ※ 事業所からの補足説明 医ケア等、日中通所できないような重度の利用者ニーズが高いと認識しており、事業者としてそのニーズに応えなければならないが、医療的ケアの面で解決策が見つからない。看護師を配置していることで、リスク判断の面で受け入れが難しくなっているのが現状である。どのように対応していくかが課題である。 ⑤ 看護師は医療職としてリスク管理を行い、責任ある判断を下している。しかし、その判断を支える体制を構築することが重要である。地域の医療機関等と連携することで、より適切な対応が可能になるかもしれない。 （足立区地域自立支援協議会より） 特に意見なし。
	②利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行っているか 【条例 第百九十九条の九】 ・日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。	（利用者の意向をどのように汲み取り、どう支援にかしているか） 半年ごとの個別支援計画改定時の家族を含めた面談、日常的な相談と観察、勤務交代時のミーティングによる日々の情報共有で利用者意向の把握に努める。食事、排泄、バイタル数値等の利用者の状況や予定は ICT ツールにより全支援者間で共有している。	（足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より） ① 現在の日中活動先を利用する方針は非常にありがたい。重度の方でも、週 2、3 日外に出てサービスを利用することは重要である。 （足立区地域自立支援協議会より） 特に意見なし。

	③他の障害福祉サービスの事業を行う者等との緊密な連携を図ることができるか 【条例 第百九十九条の九の2】 ・日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。	（他の障がい福祉サービス等事業所との連携内容）生活介護等の日中通所先との日々の連携、移動支援や行動援護等の外出支援者との日程調整に加えて、定期的に計画相談と連絡を取っている。必要に応じ複数の事業者が集まるカンファレンスも実施。また施設入所支援事業所や他の共同生活援助事業所とも情報共有を図っている。	（足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より）特に意見なし。 （足立区地域自立支援協議会より）特に意見なし。
	④利用者負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護及び家事等の援助を受けさせていないか 【条例 第百九十九条の八】 ・日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護及び家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）の援助を受けさせてはならない。	（利用者負担によるサービス提供状況・当該事業所の職員以外による介護又は家事等の有無等） 該当する事例は無い。	
	⑤権利擁護・虐待防止への取組について	管理者は「東京都障害者虐待防止・権利擁護研修」を受講。毎月の法人虐待防止・身体拘束適正委員会に参加し必要事項については職員に周知。事故報告書の掲示はもちろん、ヒヤリハットについても ICT ツールを使い職員間で共有。異性支援者入室時のドア開放、預り金は複数で確認する、気になる言動等はただちに改善するとともに毎月の職員会議で共有している。虐待防止のためホーム内共有スペースにカメラを設置。	（足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より）特に意見なし。 （足立区地域自立支援協議会より）特に意見なし。

(2) 地域に開かれたサービス提供	①利用者家族及び地域住民との交流機会が確保されているか 【条例 第百九十九条の六】 ・日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあって、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外に設けなければならない。 【条例 第百九十九条の九の4】 ・日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会の確保に努めなければならない。	（地域との交流 地域連携推進会議含む）ホームの見学は随時受け入れており、ほぼ毎月2～3組が訪れる。他法人職員の研修も受け入れている。通勤や外出支援時にお会いする近隣の皆様とは、職員からの挨拶励行を心がけている。令和7年度からの「地域連携推進会議」についても、現在準備中。 （利用者家族との交流）個別支援計画時の面談や、書類（各種契約、税、手当、保険、通所先や病院等）のやりとりなどで、利用者家族とは頻繁に連絡を取っている。利用者家族は、ホームや居室を日常的に訪問している。「手話」や「菓子作り」などの週末レクに利用者家族が参加することもある。ホームの「便り」を毎月、家族にも送るなど、情報共有に努めている。	（足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より） ① 地域との連携により、地域自体が新たな豊かさや多様性を取り入れ、より開かれたものになることが期待される。今後どのように地域に開かれ、利用者や地域にとってどのようなプラスとなるのか、今後の見通しについてお考えをお聞きたい。 ※ 事業所からの補足説明 日中サービス支援型 GH は、24 時間 365 日サービスを提供しており、外出しない運営も可能であるが、当施設は地域に開かれた運営を心がけている。 例えば、夜間に大きな声を出す利用者がおり、そのことが原因で苦情が発生したが、これに対して防音対策を施し、さらにその方が朝晩散歩し、顔がみえる関係づくりを意識したところ、地域の理解が得られ、苦情もなくなった。 地域連携推進会議などを通じて地域とのつながりを強化することが重要であり、今後も地域の理解を深め、愛される施設として運営していきたいと考えている。 （足立区地域自立支援協議会より）特に意見なし。
---------------------------------	--	---	---

②短期入所において、地域で生活する障がい者の緊急一時的な支援等に応じることができるか 【条例 第百九十九条の七】 ・日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業のほか、指定短期入所（併設事業所又は単独型事業所に係るものに限る。）の事業を行うものとする。	（短期入所受け入れの基準・方針等） 希望者は原則として受け入れている。空室が続く場合、計画相談や関係各署に案内DMを送付するなど稼働率の向上につとめている。ただし事故防止の観点から①（緊急時を除き）必ず事前の面談・見学をお願いしている②その際には障がい特性、支援方法、アレルギーや医療面、金銭面、緊急連絡先等をお聞きしている。 （支援内容） 利用者の意向を尊重の上、食事、排泄、機械浴を含めた入浴、服薬管理、洗濯、居室清掃、金銭管理、テレビ、Wi-Fi、買い物、散歩、話し相手等。	（足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より） ① 単独型ショートは今後進めるべき重要な政策である。事業所間で採算が合う運営方法を共有してもらえるとありがたい。また、請求に漏れやミスがある可能性もあるため、ご確認いただきたい。 （足立区地域自立支援協議会より） 特に意見なし。
③利用者が充実した地域生活を送るため、外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めているか	（外出や余暇活動等の支援内容） ホーム職員による散歩、通院同行、買い物、週末外出レク等に加えて、移動支援や行動援護、通院等介助等の事業者と連携し、利用者意向を尊重しながら、外出機会が増えるように支援している。映画館、レストラン、タクシーも予約する。希望があれば投票所への送迎を実施するなど様々な社会生活の支援に努めている。	（足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より） 特に意見なし。 （足立区地域自立支援協議会より） 特に意見なし。

※ 条例：東京都指定障害福祉サービスの事業所等の人数、設備及び運営の基準に関する条例

(3) その他	足立区障がい者ケアマネジメント評価会議・足立区地域自立支援協議会より出された、その他の要望・助言・評価・質問等 （足立区障がい者ケアマネジメント評価会議より） ① 利用者一人一人を大切に考えている GH であると感じた。利用可能な制度や資源を積極的に活用し、法人として経営面でのゆとりを確保し、支援体制を整えることが、最終的に利用者にとって良い影響を与えるのではないかなと思う。 ② 日中活動先を利用すると減算などがあり、運営面での厳しさがあると思われる。これに対して、今後の運営を持続可能にし、他の法人が追随できるような対策を考えているか。 ※ 事業所からの補足説明： 重度障害者支援加算を取得すること、移動支援や訪問看護等、外部との連携を深めていくことが重要である。 ③ ほとんどの利用者が日中活動先を利用しているのであれば、日中サービス支援型 GH ではなく介護包括型等の GH にする選択肢はないか。 法人内で介護包括型などの GH を作る機会があれば、ぜひ検討していただきたい。 ※ 事業所からの補足説明： 日中サービス支援型 GH は、入所施設と比べてスペースが狭いため、グループホーム内にいるよりも日中活動先を利用した方が、その人にとってより幸せになると考えている。日中はできるだけ外に出ていただく方針を今後も続けていくつもりである。また、その方の生活にとっては、複数の法人が関わる方がより良いと考えているが、経営的には非常に難しい問題である。 ④ 重度の方を対象としているが、制度が想定しているほど重度の方が入居していない現状があるのではないかな。今後、より重度の方からの入居希望があった場合、ぜひ受け入れを検討していただける方向でご対応いただければありがたい。 ※ 事業所からの補足説明 日中活動先を利用できない重度の方を受け入れるとなると、何らかの医療的ケアが必要な場合が多い。そのため、受け入れ体制をどう整えていくかが重要な課題となっている。 ⑤ 区内のより重度の方々が入居を希望された場合、現状では区内 2 つの日中支援型 GH 以外に受け入れの選択肢がないと考えられる。そのため、そうしたニーズが GH 側に適切に伝わる仕組みづくりを検討していく必要がある。 （足立区地域自立支援協議会より） 特に意見なし。
-----------------------	--

足立区障がい者ケアマネジメント評価会議・足立区地域自立支援協議会からの要望等まとめ

前回の要望等	前回の要望等への対応	今年度の要望等
1 【利用者の希望と特性等に応じた日中活動・プログラムのさらなる充実】 現状は、他の事業所の日中活動先に通っている利用者が多いとのことだが、日中活動先に通所せずグループホーム内で過ごす際は、たとえば既に行っているグループホーム近隣にある農園の畑作業の活動内容を広げるなど、貴事業所での支援プログラムのさらなる充実を検討していただきたい。	週末ごとに活動内容を少しずつ増加させており、近隣にある生物園への外出や季節に応じた活動を毎週実施している。	活動内容が着実に増え、利用者にとって新たな体験を提供しており、地域の環境を活かした活動が評価される。 今後、季節ごとの活動内容の充実をさらに進め、利用者の個別の希望や特性に応じたプログラムのバリエーションを増やすこと。特に、グループホーム内で過ごす時間の質を高める活動を増加させ、より多くの利用者が満足できるようなプログラムを検討していただきたい。
2 【短期入所の受け入れを通じた障がい者の地域生活への貢献】 事業所の新規開設時には利用者への丁寧な支援を優先したため短期入所の受け入れが難しかったとうかがった。しかし開設から1年以上経過し、グループホームの定員まで利用者を受け入れている現状から、短期入所についても、他の事業所では受け入れが難しい重度の障がい者や、体験の機会を必要とする入所施設利用者の積極的な受け入れを是非ともお願いしたい。	直近の R6. 9 月の稼働率は約 80%であった。年間を通すと稼働率は 3 割程度であるが、着実に上がってきている。	短期入所の受け入れ稼働率が着実に向上しており、利用者への支援が進んでいる。 引き続き受け入れ体制を強化し、特に重度障がい者や体験の機会を希望する利用者への受け入れ拡大を図っていただきたい。
3 【「日中サービス支援型」ならではの機能・支援体制に適合した利用者の受け入れ】 区、相談支援事業所、日中活動系サービス事業所、東京都地域移行促進コーディネイト事業の担当者、ほか地域の関係機関との連携を進め、「日中サービス支援型共同生活援助」の機能である相談、日常生活上の家事援助や入浴等の介護サービスなど利用者支援の充実を図られたい。また、区のグループホームネットワーク会議へ積極的に参加し、区内にあるグループホームが重度障がい者を受け入れる体制を構築できるよう他のグループホーム事業者に対して相談・助言を行うなど、リーダー的な役割を担って欲しい。	東京都地域移行促進コーディネイト事業を活用し、地域移行・地域定着に向けた専門的な指導・助言を受けることができた。 しかし、今年度、区のグループホームネットワーク会議への参加ができていないため、今後は積極的に参加していきたい。	専門的な指導や助言を受け、支援体制の充実が進んでいるが、区のグループホームネットワーク会議への参加ができていない。 今後は、区のグループホームネットワーク会議に積極的に参加し、他の事業所と連携を深めることで、地域全体の障がい者支援体制の向上をリードしていただきたい。また、地域移行の取り組みをさらに推進し、地域での生活支援の充実に向けた活動を強化していただきたい。